

第3章 文書・公印

浜田地区広域行政組合法令審査会規程

平成9年3月31日

訓令第5号

改正 平成17年9月30日訓令第2号

（設置）

第1条 条例、規則、その他法規に関して調査審議をするため、浜田地区広域行政組合法令審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会は、管理者の監督に属し、次の事項を調査審議する。

- (1) 条例、規則の制定又は改廃に関すること。
- (2) 重要な訓令、告示、その他公文の制定又は改廃に関すること。
- (3) 法令の解釈及び適用に関すること。
- (4) その他法規に関する重要なこと。

（組織）

第3条 審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長及び委員は、管理者が任免する。

（会長の職務）

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名した委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、緊急やむを得ない事情により会長が特に招集したときは、この限りでない。

（立案）

第6条 各課長は、第2条各号のいずれかに該当する事項を立案したときは、議案立案の趣旨及び参考資料を稟議に添えて総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の議案の内容を精査して審査会に提案する。

(審議の代替)

第7条 総務課長は、急施を要し会議を開くいとまがないとき、又は定例若しくは軽易なもので審議を要しないと認めるときは、会長の承認を受けて審査会の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは関係課長又は係長を審査会に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事)

第9条 審査会に幹事若干人を置き、管理者が任免する。

2 幹事は、会長の命を受け審査の庶務に従事し、審査会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において行う。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日訓令第2号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。